

(証券コード 2979)

(発信日) 2025年8月13日

(電子提供措置の開始日) 2025年8月5日

投資主各位

東京都中央区京橋1丁目17番10号

SOSILA物流リート投資法人

執行役員 佐藤友明

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会につきましては、当日ご来場いただかなくとも、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年8月27日（水曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、現行規約第14条第2項に定める議案を除き、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

現行規約第14条

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産運用委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト等に「第4回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://sosila-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいこともできます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2025年8月28日（木曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階 東証ホール
（末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようにご来場ください。）

3. 投資主総会の目的事項：

決議事項

- 第1号議案：執行役員1名選任の件
- 第2号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いさせていただきます。
- ◎電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、上記本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外のご入場はできませんので、ご注意ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎本投資主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況によっては、本投資主総会の運営等を変更する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://sosila-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 執行役員1名選任の件

執行役員佐藤友明から、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2025年8月28日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人の規約第17条第2項但し書きの定めを適用し、就任する2025年8月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
さとうともあき 佐藤友明 (1967年12月19日生)	1990年4月 株式会社住友銀行 1996年7月 同行 融資第三部部长代理 2001年4月 株式会社三井住友銀行 本店営業第四部部长代理 2009年4月 同行 本店営業第四部次長 2013年4月 同行 パンコック支店副支店長 2015年4月 同行 不動産ファイナンス営業部副部长 2017年7月 株式会社大丸松坂屋百貨店 不動産事業部事業戦略・開発部長 2018年9月 同社 不動産事業部企画部長 2020年9月 株式会社パルコ（出向） アセットソリューション部長 2021年4月 住商リアルティ・マネジメント株式会社 コーポレート本部長補佐 兼 リートマネジメント部担当部長 2021年7月 同社 コーポレート本部 リートマネジメント部長 2023年7月 同社 執行役員コーポレート本部副本部長 兼 リートマネジメント部長 2023年8月 同社 執行役員コーポレート本部副本部長 兼 リートマネジメント部長 兼 事業企画部長 2024年4月 同社 執行役員コーポレート本部副本部長 リートマネジメント・事業企画担当役員（現任） 2024年8月 本投資法人 執行役員（現任）	7口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社の執行役員コーポレート本部副本部長 リートマネジメント・事業企画担当役員です。
- ・上記執行役員候補者は、SOSiLA物流リート投資法人運用会社従業員持投資口会を通じて、2025年7月16日時点で本投資法人の投資口を7口（1口未満切り捨て）所有しております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年8月28日付で補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、本投資法人の規約第17条第3項本文の定めに基づき、第1号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
なが す けんいちろう 長 須 賢一郎 (1975年2月21日生)	1999年4月 石川島播磨重工業株式会社	0口
	2008年5月 住友商事株式会社 人事部	
	2009年4月 同社 人事部 人事部長付	
	2012年3月 住商アドミサービス株式会社 人材開発部 グループ人事支援チーム長	
	2016年7月 欧州住友商社会社 人事部部長	
	2021年12月 住友商事株式会社 メディア・デジタル業 務部 兼 生活・不動産業務部人事・総務 チーム長	
	2024年4月 同社 ライフスタイルグループCF0オフィ ス 兼 都市総合開発グループCF0オフィ ス人事・総務チーム長	
	2024年8月 住商リアルティ・マネジメント株式会社 取締役常務執行役員 コーポレート本部長 兼 業務管理部長（現任）	

- 上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員堂場学及び緑川芳江から、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2025年8月28日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人の規約第17条第2項但し書きの定めを適用し、就任する2025年8月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
1	ど う ば まなぶ 堂 場 学 (1974年11月20日生)	1997年4月 住友金属工業株式会社 鹿島製鉄所 総務部 グループ事業室 2002年10月 新日本監査法人 東京事務所 監査第四部 2006年5月 公認会計士登録 2006年7月 同法人 金融サービス部 2015年7月 新日本有限責任監査法人 アカウンティング・ソリューション事業部 FIDS 2017年8月 堂場公認会計士事務所 所長（現任） 2019年6月 本投資法人 監督役員（現任）	0口

候補者の番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
2	みどり かわ よし え 緑 川 芳 江 (1979年5月8日生)	2007年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2008年1月 森・濱田松本法律事務所 2014年9月 シンガポールAllen & Gledhill 法律事務所（出向） 2015年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年10月 Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所 2017年10月 のぞみ総合法律事務所オブ・カウ ンセル 2019年1月 三浦法律事務所 パートナー（現 任） 2019年6月 本投資法人 監督役員（現任） 2023年5月 株式会社ベイカレント・コンサル ティング（現株式会社ベイカレン ト） 社外取締役（監査等委員） （現任） 2023年6月 株式会社ジャストシステム 社外 取締役（現任） 2023年6月 東ブレ株式会社 社外取締役（現 任）	0口

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠監督役員2名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年8月28日付で補欠監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、本投資法人の規約第17条第3項本文の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口の口数
1	おお やま た ろう 大 山 太 郎 (1975年12月22日生)	1998年4月 東芝プロセスソフトウェア株式会社 2003年10月 新日本監査法人 東京事務所 監査第四部 2008年1月 公認会計士登録 2016年7月 大山太郎公認会計士事務所 代表 (現任) 2018年9月 株式会社リズリサホールディングス (現株式会社ブリリアントホールディングス) 取締役 (現任) 2022年8月 税理士登録 2024年5月 株式会社LIZ LISA 監査役 (現任)	0口
2	ところ ゆう と 所 悠 人 (1991年4月12日生)	2017年12月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 2017年12月 西村あさひ法律事務所 2021年8月 三浦法律事務所 アソシエイト 2024年1月 同所 パートナー (現任)	0口

- ・上記各補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各補欠監督役員候補者のうち大山太郎は、堂場学が第3号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として、上記補欠監督役員候補者のうち所悠人は、緑川芳江が第3号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として選任するものであります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。また、現行規約第14条第2項に定める議案については、「みなし賛成」の定めは適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める議案は含まれません。

以 上

[illegible]

第4回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階 東証ホール
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11) 徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7) 徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2) 徒歩5分

お願い

- ・東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ・ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。